

三鷹市国民健康保険の現状  
(国保運営協議会資料)

令和5年2月9日

三鷹市市民部保険課

## ○国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられる国民皆保険制度（国民すべてが何らかの公的な医療保険に加入する）の中で、地域医療の確保、地域住民の健康の維持増進に貢献しています。

「国民健康保険法」には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とし、被保険者（加入者）の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行う。」と規定されており、0歳から75歳未満の方で、職場の医療保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合管掌健康保険）、共済組合、後期高齢者医療制度などに加入していない方及び生活保護を受けていない方が、必ず加入しなければならない公的医療保険制度です。

## ○国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項に関して、都道府県知事及び市町村長の諮問に対して審議する附属機関として運営協議会が設置されています。

三鷹市国民健康保険運営協議会は、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表で構成され、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議を行っています。委員の任期は3年、会長は公益代表の中から選任されます。

## ○国民健康保険加入者の現状（令和4年4月1日現在）

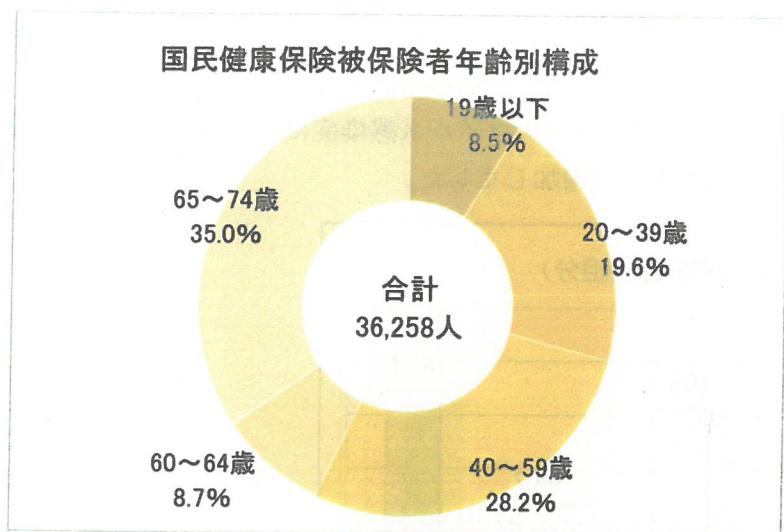
国民健康保険加入者（被保険者）は、令和4年4月1日現在、36,258人（前年度比1,199人、3.2%減）で、世帯数は25,425世帯（前年度比556世帯2.1%減）となっていきます。

加入者の構成割合は、前年と比べて大きな変化はありませんが、39歳以下が微減、40歳～74歳が微増の傾向にあります。また、三鷹市の人口に占める国保の加入割合は20%を下回る結果となりました。

	R4.4.1	R3.4.1	増減
三鷹市人口（人）	190,295	190,774	△479
加入者（人）	36,258	37,457	△1,199
加入割合	19.1%	19.6%	△0.5%

令和4年4月1日現在

	19歳以下	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	合計
被保険者数	3,070	7,120	10,231	3,155	12,682	36,258
構成割合	8.5%	19.6%	28.2%	8.7%	35.0%	100%
前年度比	△0.2%	△0.8%	+0.2%	+0.3%	+0.4%	—



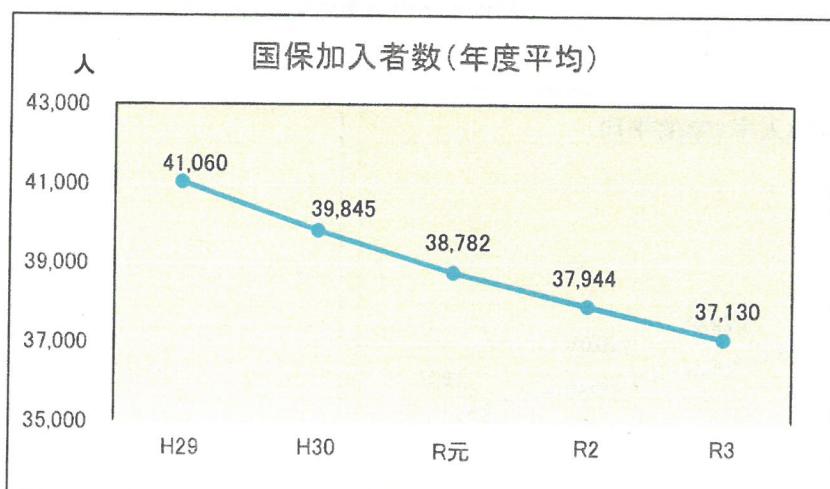
#### ○国民健康保険の加入者と医療費等の推移

年度	H29	H30	R元	R2	R3
国保加入者数（人）	41,060	39,845	38,782	37,944	37,130
医療給付費（千円）	10,741,092	10,673,795	10,829,298	10,468,602	10,892,090
保険税(現年調定額)(千円)	3,626,841	3,746,743	3,641,676	3,727,927	3,682,113
法定外繰入金（千円）	1,883,000	1,637,000	1,724,000	1,520,000	1,524,000

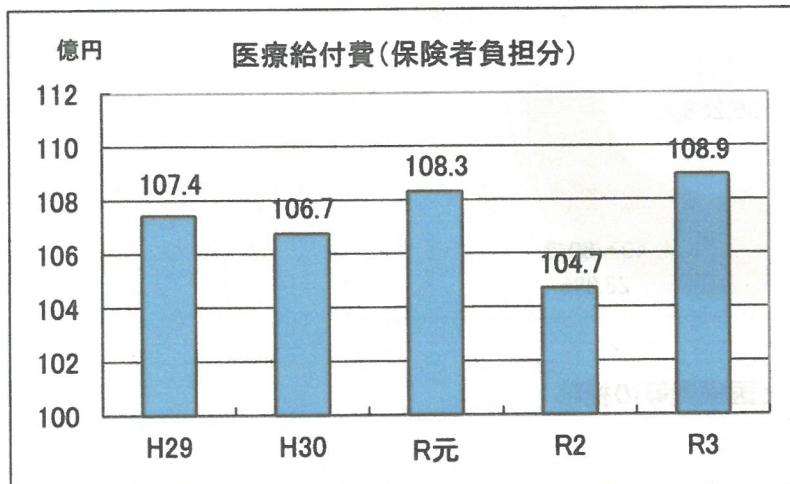
※国保加入者数は、各年度の平均値を使用しています。

令和3年度の加入者数（年度平均）は37,130人（前年度比814人、2.1%減）、減少割合の鈍化は見られますが、減少が続いています。

令和4年度以降、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、さらに減少することが見込まれます。



医療給付費（保険者である三鷹市負担分）は、1人あたりの医療給付費の伸びが影響し、令和元年度には、加入者が減少している中、総額で前年度を上回る結果となりました。令和2年度は、加入者の減少、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどの影響により減少しましたが、令和3年度は増加しました。

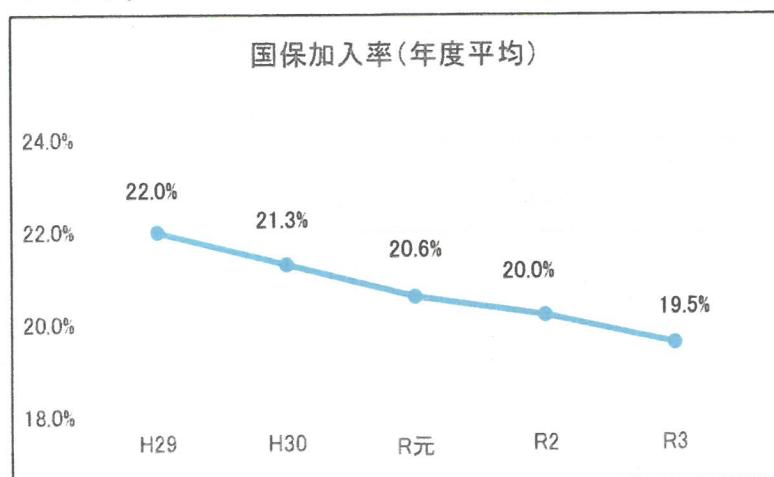


※医療給付費＝療養給付費＋療養費＋高額療養費の合算額

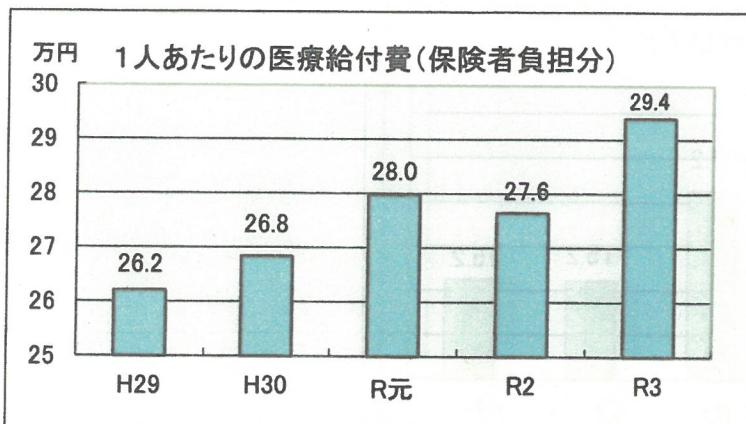
#### ○国民健康保険加入率と1人あたりの医療費等の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
国保加入率（年度平均）	22.0%	21.3%	20.6%	20.0%	19.5%
医療給付費（円）	261,974	268,302	279,684	276,344	293,814
保険税（現年調定額）（円）	88,330	94,032	93,901	98,248	99,168
法定外繰入金（円）	45,860	41,084	44,454	40,059	41,045

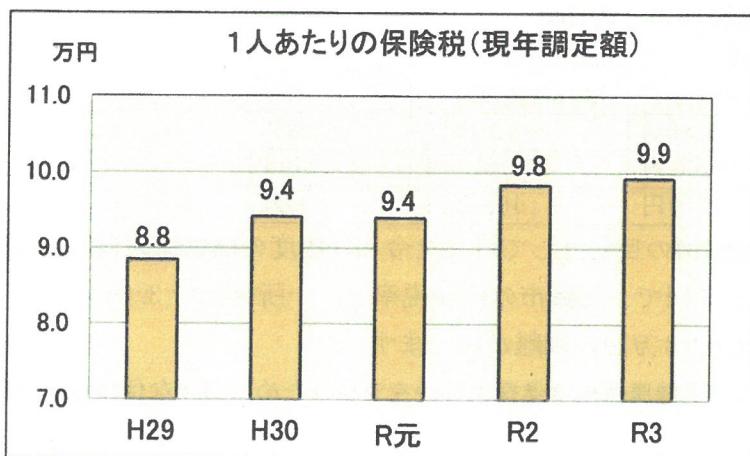
市の人口に占める国保加入率（年度平均）は、加入者の減とともに年々減少しています。減少割合は鈍化傾向にありますが、平成29年度との比較では、2.5ポイント減少しています。



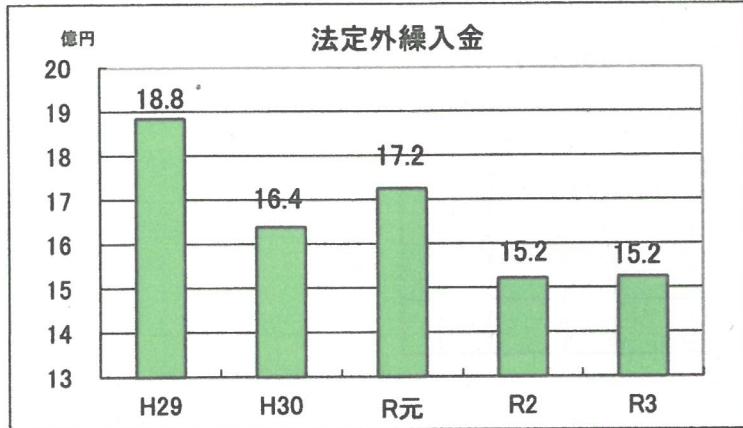
1人あたりの医療給付費は、加入者の高齢化や医療の高度化などの理由により年々増加が続きましたが、令和2年度は、加入者数の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、減少しましたが、令和3年度は増加しました。



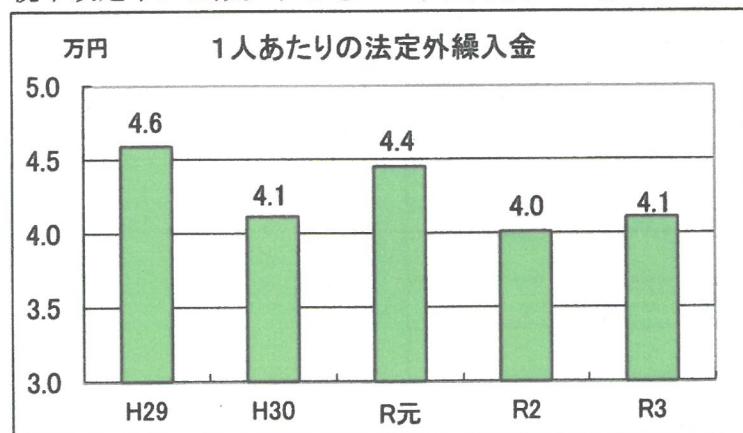
令和2年度の保険税総額及び1人あたりの保険税（現年調定額）は、同年度に実施した保険税率の改定により増額しました。



一般会計からの法定外縁入金は、保険税率改定年には、一定の効果が表れますぐ翌年度には増加となります。国保財政健全化に向けて、法定外縁入金の解消、削減が大きな課題です。



1人あたりの法定外縁入金（0.1万円、前年度比0.25%増）は、総額と同様に、保険税率改定年には減少するものの、翌年度には増加する状況が続いています。



### ○三鷹市の保険税率と標準保険料率との比較

		三鷹市 令和4年度(A)	標準保険料率 令和4年度(B)	比較(B)-(A)
税率等	所得割	8.80%	12.65%	3.85%
	均等割	52,200円	77,379円	25,179円
	限度額	99万円	102万円	3万円

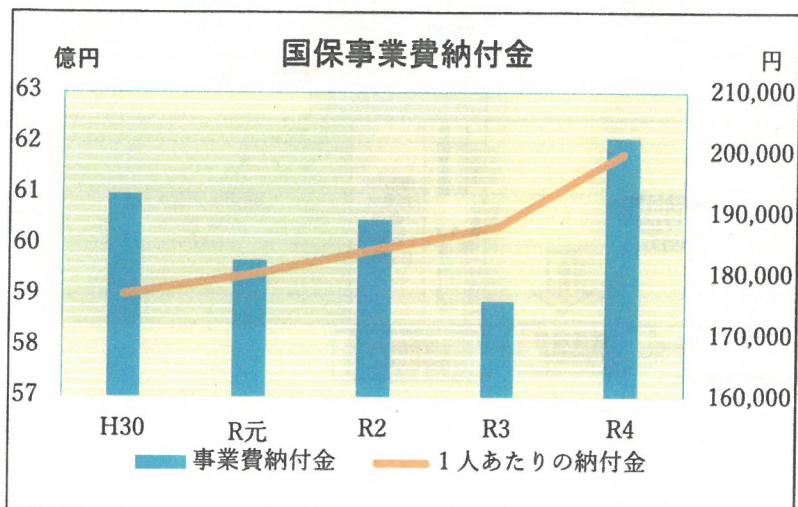
東京都が三鷹市国保の赤字解消の目安として示した令和4年度の標準保険料率は、所得割12.65%、均等割額77,379円で、三鷹市の保険税率とは、所得割で3.85%、均等割額で25,179円、課税限度額は3万円の乖離があります。

※標準保険料率は、都道府県に国民健康保険事業費納付金を支払うために必要な保険税収納額を算定するためのものです。

## ○国保事業費納付金（平成 30 年度以降）

事業費納付金は、医療給付費の増加とともに 1 人あたりの納付金額も増加しています。なお、令和 4 年度の納付金額総額は、約 62 億円となっています。

※事業費納付金は、都道府県が保険給付等に必要な財源として、市区町村ごと決定し、市区町村が都道府県に納付するものです。



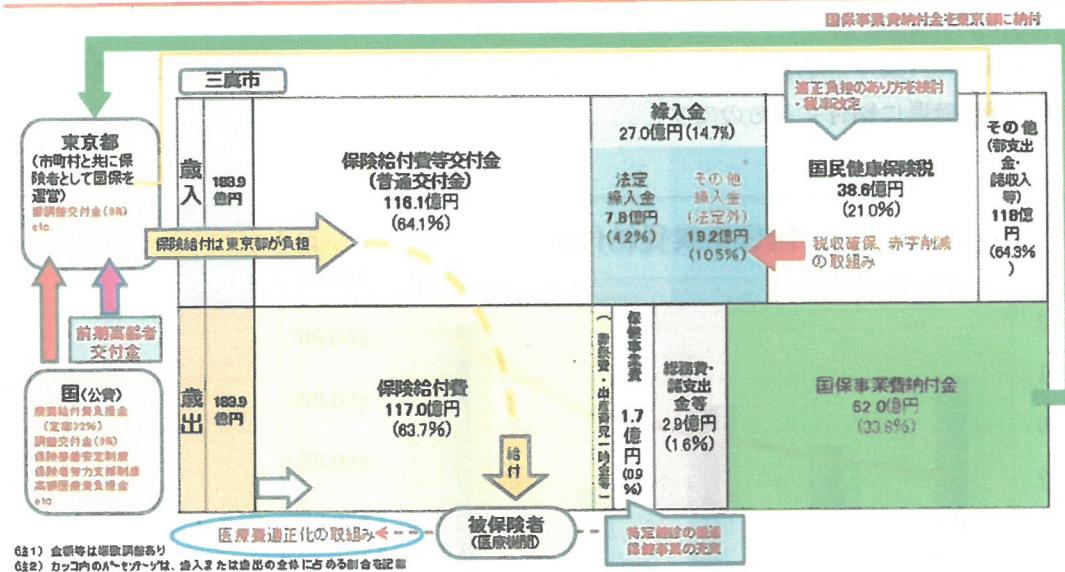
## ○国保財政健全化計画（年度別の赤字削減予定額）

計画年次	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	合計
年 度	30 年度	元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	5 年度 (2023 年度)	
法定外繰入の 削減予定額	千円 223,000	千円 12,000	千円 125,600	千円 6,000	千円 217,000	千円 1,800	千円 585,400
合 計	千円 223,000	千円 12,000	千円 125,600	千円 6,000	千円 217,000	千円 1,800	千円 585,400

東京都国民健康保険運営方針においては、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む必要がある」とされており、国や都からは、法定外繰入金（赤字）の削減・解消が強く求められています。特に昨今の様々な国の会議においては、法定外繰入れ解消の議論がなされており、早期解消に向けた取り組みが急務となっています。

三鷹市においても、国民健康保険財政の健全化に向けて、財政運営の中心的な役割を担う東京都とともに、赤字削減・解消、収納率向上、医療費適正化に向けた取り組みを進めていくこととしています。

## 国民健康保険財政の概要（令和4年度予算）



令和4年度の予算額は、183億9千万円余で前年度予算比約2.8%の増となっています。歳出では、被保険者数は減少していますが、1人あたりの医療費が増加しているため、保険給付費が同予算比2.2%の増となっています。また、国保事業費納付金は東京都全体の療養給付費が増加したことなどにより同予算比5.4%の増となっています。

歳入では、国民健康保険税は、被保険者数は減少したものの保険税の改定などにより同予算比4.2%の増となっています。

## 【新型コロナウイルス感染症対策】

### ○傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者で、労務に服することができない場合に、国の財政支援を受けて傷病手当金の支給を行っています。

- ・支給対象の適用期間 令和2年2月1日から令和5年3月31日まで
- ・令和3年度支給実績 22件 1,073,765円

### ○国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への令和3年度分国民健康保険税の減免を国の財政支援を受けて実施しています。なお、令和4年度分の保険税については、納税通知書発付後、申請を受け付けています。

- ・申請受付 令和5年3月31日まで  
(令和2年度（元年度の一部を含む）の減免申請は令和4年3月31日で終了しています。)
- ・令和3年度保険税減免実績 26,865,200円



## **三鷹市国民健康保険条例の一部改正について**

令和5年度税制改正により、経済動向等を踏まえ、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されること、少子化対策として出産育児一時金を増額することに伴い、三鷹市国民健康保険条例の一部改正案を令和5年第1回市議会定例会に提出します。

### **1 低所得者に対する国民健康保険税の軽減基準所得の見直し（条例第19条）**

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減基準所得を次のとおり引き上げる。

#### **(1) 5割軽減基準所得**

基礎控除額（43万円）に被保険者及び特定同一世帯所属者（※）1人につき29万円（現行28万5,000円）を加えた額とする。

#### **(2) 2割軽減基準所得**

基礎控除額（43万円）に被保険者及び特定同一世帯所属者（※）1人につき53万5,000円（現行52万円）を加えた額とする。

※75歳の年齢到達により国民健康保険被保険者の資格を喪失した後も、継続して同一世帯に所属する者

### **2 出産育児一時金（条例第5条）**

出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げる。

### **3 施行期日**

1は規則で定める日（令和5年4月1日を予定）、2は令和5年4月1日

